

# お知らせ

## 鹿児島地方法務局与論出張所の廃止について

### 鹿児島地方法務局

これまで、与論町の登記事務（不動産登記等）は、鹿児島地方法務局与論出張所で取り扱ってきましたが、同出張所は、平成24年1月30日（月）をもって廃止されるため、同日から鹿児島地方法務局奄美支局において取り扱うこととなります。

廃止後は以下のサービス等を実施しますので、ご利用願います。

- ① 月1回登記官を派遣し、派遣登記所を開設し、登記申請の受付及び登記相談を受けます。
- ② 証明書等請求用ファックスを町役場に設置します。このファックスを使って、手数料を貼付した請求書を奄美支局に送信することで、通常の郵送請求よりも速やかに証明書を取得できます。
- ③ 証明書の請求用紙を町役場に備え付け、郵送により証明書を発行します。

なお、オンラインでの各申請、請求も可能ですが、詳しいことは、下記の法務局にお問い合わせください。

記

#### 鹿児島地方法務局

鹿児島市鴨池新町1番2号

TEL 099-259-0680

#### 鹿児島地方法務局奄美支局

奄美市名瀬入舟町23番1号

TEL 0997-52-0376

#### 鹿児島地方法務局与論出張所（※平成24年1月27日まで）

大島郡与論町大字茶花2323番地1

TEL 0997-97-2028

### 《鹿児島地方法務局奄美支局庁舎案内図》



## 不動産及び商業・法人登記に関する証明書の請求方法等について

| 証明書の種類                        | 請求方法         | 手数料  |
|-------------------------------|--------------|------|
| ① 登記事項証明書<br>(不動産登記, 商業・法人登記) | 窓口請求, 郵送請求   | 700円 |
|                               | オンライン請求・送付   | 570円 |
|                               | オンライン請求・窓口交付 | 550円 |
| ② 会社・法人の印鑑証明書                 | 窓口請求, 郵送請求   | 500円 |
|                               | オンライン請求・送付   | 460円 |
|                               | オンライン請求・窓口交付 | 440円 |

※ 詳しくは <http://www.moj.go.jp/MINJI/> のホームページをご覧ください。

※ 与論町役場に登記事項証明書等の請求用紙等を備え付けていますので、郵送請求の際、御利用ください。

## インターネット登記情報提供サービスの利用方法等について

| 情報提供の内容                   | 利用方法   | 手数料  |
|---------------------------|--|------|
| ① 不動産登記情報又は商業・法人登記情報の全部事項 | 本サービスは、登記情報の内容をインターネットに接続されたパソコン等の画面上で確認することができます。                                   | 380円 |
| ② 不動産登記情報の所有者事項           | 詳しくは <a href="http://www1.touki.or.jp/">http://www1.touki.or.jp/</a> のホームページをご覧ください。 | 130円 |

※ 証明書を取得することはできません。

※ 別途「協会手数料17円/1件」が加算されます。

## 不動産登記の申請方法等について

| 申請の内容   | 申請方法  |
|---------|---|
| 不動産登記申請 | ① 窓口申請・郵送申請<br>平成24年1月30日以降、与論町に所在する不動産に関する登記申請については、以下の法務局に提出していただくこととなります。<br>(提出先) 鹿児島地方法務局奄美支局<br>〒894-0034<br>奄美市名瀬入舟町23番1号<br>電話0997-52-0376                            |
|         | ② オンライン申請<br>平成24年1月30日以降、与論町に所在する不動産に関する登記申請についての、対象登記所は「鹿児島地方法務局奄美支局」になります。<br>※ 詳しくは <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/">http://www.moj.go.jp/MINJI/</a> のホームページをご覧ください。 |

※ 月1回登記官を派遣し開設する派遣登記所において、登記申請の受付を行いますので、御利用ください。

※ 商業・法人登記については、鹿児島地方法務局登記部門において取り扱っています。